

議 会 運 営 委 員 会

令和4年6月8日（水）

午前10時～

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

出席者

〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、
肥後委員、三浦委員、沖田委員、足立委員、川上委員、串崎委員、
小川委員、牛尾委員

〔議長団〕 笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕

〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、河内財政課長、猪狩総務管理係長

〔事務局〕 河上局長、下間次長、中谷書記

議 題

1 令和4年6月浜田市議会定例会議について

(1) 令和4年6月浜田市議会定例会議の付議事件等及び付託案について

資料 1-1、1-2

・ 請願文書表（案）

資料 1-3

(2) 議会提出議案について

資料 1-4

ア 発議第5号 浜田市議会会議規則の一部を改正する規則について

イ 発議第6号 浜田市議会委員会条例の一部を改正する条例について

※ア・イ…オンライン会議の運用に関する申し合わせ事項（案）添付

ウ 発議第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

(3) 令和4年6月浜田市議会定例会議の会議予定について

資料 1-5

(4) その他

2 令和4年6月浜田市議会定例会議 陳情付託先の確認について

資料 2

3 浜田市議会申し合わせ事項の一部改正等について

資料 3

4 今後の行政視察について

5 その他

令和 4 年 6 月 浜田市議会定例会議 付議事件

議案等 (9 件)

〔条例関係 4 件、指定管理者の指定 1 件、財産の取得 2 件、市道路線の廃止 1 件、補正予算 1 件〕

- 議案第 41 号 浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 42 号 浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 議案第 43 号 浜田市浜田漁港水産物荷捌所条例の一部を改正する条例について
- 議案第 44 号 浜田市水道事業審議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 45 号 指定管理者の指定について (浜田市ふるさと体験村施設)
- 議案第 46 号 財産の取得について (高規格救急自動車)
- 議案第 47 号 財産の取得について (小型動力ポンプ付軽積載車)
- 議案第 48 号 市道路線の廃止について (今福 82 号線外)
- 議案第 49 号 令和 4 年度浜田市一般会計補正予算 (第 3 号)

報告 (8 件)

- 報告第 3 号 専決処分の報告について (浜田市税条例等の一部を改正する条例)
- 報告第 4 号 専決処分の報告について (令和 3 年度浜田市一般会計補正予算 (第 15 号))
- 報告第 5 号 専決処分の報告について (事故の損害賠償の額の決定)
- 報告第 6 号 令和 3 年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 7 号 令和 3 年度浜田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第 8 号 令和 3 年度浜田市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第 9 号 放棄した市の私債権の報告について
- 報告第 10 号 放棄した市の私債権の報告について

令和4年6月浜田市議会定例会議 付託先一覧（案）

【市長提出議案の付託件数内訳】

総務文教委員会 3件、福祉環境委員会 1件、産業建設委員会 3件、
 予算決算委員会 1件
 ※即決…1件

市長提出議案等（議案9件）

議案等番号	件名	付託先等
議案第41号	浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例について	総務文教委員会
議案第42号	浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について	福祉環境委員会
議案第43号	浜田市浜田漁港水産物荷捌所条例の一部を改正する条例について	産業建設委員会
議案第44号	浜田市水道事業審議会条例の一部を改正する条例について	委員会付託省略 6月22日即決
議案第45号	指定管理者の指定について（浜田市ふるさと体験村施設）	産業建設委員会
議案第46号	財産の取得について（高規格救急自動車）	総務文教委員会
議案第47号	財産の取得について（小型動力ポンプ付軽積載車）	〃
議案第48号	市道路線の廃止について（今福82号線外）	産業建設委員会
議案第49号	令和4年度浜田市一般会計補正予算（第3号）	予算決算委員会

議会提出案件（2件）

発議等番号	件名
発議第5号	（議会運営委員会提案 提出日 6月15日） 浜田市議会会議規則の一部を改正する規則について
発議第6号	（議会運営委員会提案 提出日 6月15日） 浜田市議会委員会条例の一部を改正する条例について

請願（2件）

議案等番号	件名	付託先等
請願第4号	世界アルツハイマーデーのマリン大橋ライトアップの請願について	福祉環境委員会
請願第5号	加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度の創設及び意見書の提出について	福祉環境委員会

意見書（1件）

発議等番号	件名
発議第7号	地方財政の充実・強化を求める意見書について

市長報告事件（8件）

報告第3号	専決処分の報告について（浜田市税条例等の一部を改正する条例）
報告第4号	専決処分の報告について（令和3年度浜田市一般会計補正予算（第15号））
報告第5号	専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
報告第6号	令和3年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第7号	令和3年度浜田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第8号	令和3年度浜田市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第9号	放棄した市の私債権の報告について
報告第10号	放棄した市の私債権の報告について

議会報告事件（1件） 定例会議初日（6月15日報告予定）

議員派遣報告書	（5/27）令和4年度浜田市議会議員研修会
---------	-----------------------

令和 4 年 6 月浜田市議会定例会議

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
5	加齢性難聴者の補聴器購入 費助成制度の創設及び意見 書の提出について	全日本年金者組合島根県本部 石見支部 支部長 深野 政勝	芦谷 英夫	R4. 5. 27
付託委員会		審査経過 (委員会)	審議結果 (本会議)	結果 年月日
福祉環境委員会				
<p>【請願の趣旨】</p> <p>健康寿命延伸には、家族との円滑な日常会話・地域社会活動への参加が必要とされています。障害者に該当（70 デシベル以上）しない、中・軽度難聴者（30～60db）の多くは孤立感を感じながらもコミュニケーションを半ば諦めた毎日を送っている現状です。</p> <p>難聴者が日常生活を円滑に行い、地域社会活動に参加するためには補聴器は生活必需品となります。全国での補聴器所有者は約 210 万人（普及率 13.5%）と、ヨーロッパ先進国（30%～40%）に比べ極端に低い所有率（推計値、2018 年、一般社会法人日本補聴器工業会調べ）となっています。浜田市でも推定、同程度と思われます。</p> <p>難聴者にとって生活必需品である補聴器は常時、耳に装着して生活する必要があります。感覚器の一部として馴染むためには時間、調整に一定の期間が必要ですが本人は勿論、周囲の応援も必要です。</p> <p>聞こえにくいことが、うつ病、認知症の危険因子になること（厚生省も認める・別紙参照）にも鑑み高額な補聴器の購入支援が、健康寿命の延伸や医療費の抑制にも寄与するものと考えます。</p> <p>以上の趣旨により、下記事項について請願します。</p> <p>【請願事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 浜田市に中・軽度加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度を創設してください。 2. 加齢性難聴者補聴器購入に助成制度を創設するよう国に求めてください。 				

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
4	世界アルツハイマーデーの マリン大橋ライトアップの 請願について	認知症の人と家族の会島根県 支部 浜田地区会世話人代表 金子 多美子	芦谷 英夫 柳楽 真智子	R4.5.24
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
福祉環境委員会				

【請願の趣旨】

1 願意

世界アルツハイマーデーの9月21日に合わせて、日本の各地で認知症啓発の為のランドマークのライトアップが行われています。浜田市でも市民の皆様に認知症に関する理解と周知を進めるため、マリン大橋を9月21日の前後1週間程度の期間、認知症啓発のシンボルカラーであるオレンジ色でライトアップする取組みを、浜田市の事業として実施していただきますよう請願致します。

2 理由

認知症の人と家族の会、浜田地区会は平成3年に「呆け老人を抱える家族の会」として発足し、後に「認知症の人と家族の会」と改名しました。平成10年から浜田総合福祉センターで「家族の集い」スタートし、その後場所を変えながら悩みを抱えた方々の相談窓口として月1回の集いを開いてきました。平成24年、認知症施策推進5ヶ年計画「オレンジプラン」に「認知症カフェ」が明示されたことを受け、移行に向け資金や場所・内容等について検討を始め、平成26年1月に赤い羽根共同募金を頂き、「ひだまりふっくら（浜田市新町）」（社会福祉法人いわみ福祉会）の場所を借りて「認知症カフェ」をスタートしました。島根県第一号のスタートとなり「オレンジカフェはまだ」と命名しました。

現在では事業として委託運営として資金を享受し運営しています。第一木曜日は主に認知症機能維持を目的としてのイベントを行い、第三土曜日は家族の集いとして、悩み相談や傾聴することによっての安らぎのひとときを過ごすこととしています。現在では過疎地域の「ミニカフェ」として出張、島根県立大学の学生ボランティアさんにも参加していただいています。サポート医交流会には令和2年に亡くなられました島田康夫先生にもご来会いただきました。多方面からのご支援をいただき現在に至っています。

9月21日の世界アルツハイマーデーは1994年に国際アルツハイマー病協（ADI）と世界保健機関（WHO）が共同で制定し、9月を世界アルツハイマー月間と定めて、認知症への正しい理解が進むことを目的として啓発活動を実施しています。認知症の人と家族の会としても世界アルツハイマーデーには大型商業施設等で認知症啓発チラシの配布なども行ってきましたが、コロナ感染症が蔓延した2020年以降は感染症予防のため十分な活動が出来ていません。

ランドマークのライトアップについては2013年に京都タワーが認知症のシンボルカラーであるオレンジ色にライトアップされて以降、全国各地に広がり、県内では松江城、日御碕灯台、グラントワなどで行われています。オレンジ色は認知症サポーターの目印である「オレンジリング」からきています。明るさや苦痛を和らげるという意味が含まれ人々の支え合いを表現した色として使われています。

浜田市の象徴的建造物であるマリン大橋をライトアップすることで「世界アルツハイマーデー」を記念するとともに、市民の皆様にも認知症に対する意識を高め理解していただけるのではないかと推察します。また、令和元年に制定された「浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例」の基本理念にも沿うものと思っております。どうぞこの活動へのご理解をいただき、ご支援下さいますようお願い申し上げます。

発議第 5 号

浜田市議会会議規則の一部を改正する規則について

浜田市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり、浜田市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出する。

令和 4 年 6 月 15 日 提出

議会運営委員会

委員長 布 施 賢 司

浜田市議会会議規則の一部を改正する規則

浜田市議会会議規則（平成 17 年浜田市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 107 条」の次に「・第 108 条」を加え、「第 108 条」を「第 109 条」に改める。

第 108 条を第 109 条とする。

第 6 章中第 107 条の次に次の 1 条を加える。

（協議等の場の開催方法の特例）

第 108 条 招集権者は、新型コロナウイルス感染症等のまん延、災害等の発生その他やむを得ない事由により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）で協議等の場を開くことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

現行	改正後（案）
<p>目次</p> <p>第6章 協議又は調整を行うための場（第107条_____）</p> <p>第7章 補則 <u>（第108条）</u></p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>（会議規則の疑義に対する措置）</p> <p>第108条 〔略〕</p>	<p>目次</p> <p>第6章 協議又は調整を行うための場（第107条・第108）</p> <p>第7章 補則 <u>（第109条）</u></p> <p><u>（協議等の場の開催方法の特例）</u></p> <p>第108条 <u>招集権者は、新型コロナウイルス感染症等のまん延、災害等の発生その他やむを得ない事由により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）で協議等の場を開くことができる。</u></p> <p>（会議規則の疑義に対する措置）</p> <p>第109条 〔略〕</p>

発議第 6 号

浜田市議会委員会条例の一部を改正する条例について

浜田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり、浜田市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出する。

令和 4 年 6 月 15 日 提出

議会運営委員会

委員長 布 施 賢 司

浜田市議会委員会条例の一部を改正する条例

浜田市議会委員会条例（平成 17 年浜田市条例第 306 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第 5 章 秘密会（第 61 条・第 62 条） を

」

「

第 5 章 秘密会（第 61 条・第 62 条）

第 5 章の 2 公聴会（第 62 条の 2－第 62 条の 7） に

第 5 章の 3 参考人（第 62 条の 8）

」

改める。

第 12 条の次に次の 1 条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第 12 条の 2 委員長は、新型コロナウイルス感染症等のまん延、災害等の発生その他やむを得ない事由により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第 61 条第 1 項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、オンラインによる方法で委員会に出席した委員（以下「オンライン出席委員」という。）は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第 25 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第 31 条に次の 1 項を加える。

2 前項の委員長、副委員長又は委員がオンライン出席委員であるときは、

当該委員長、副委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

第 45 条に次の 1 項を加える。

- 3 前 2 項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

第 52 条に次のただし書を加える。

ただし、オンライン出席委員は、この限りでない。

第 5 章の次に次の 2 章を加える。

第 5 章の 2 公聴会

(公聴会開催の手続)

第 62 条の 2 委員会は、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

- 2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第 62 条の 3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書でその理由及び案件に対する賛否を、委員長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第 62 条の 4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定により申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

- 2 前条の規定により申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

- 3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

(公述人の発言)

第 62 条の 5 公述人は、発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

- 2 公述人の発言は、その案件の範囲を超えてはならない。

- 3 委員長は、公述人の発言がその案件の範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第 62 条の 6 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第 62 条の 7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。

第 5 章の 3 参考人

(参考人)

第 62 条の 8 委員会は、参考人の出席を求めようとするときは、議長を経なければならぬ。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

4 前 3 条の規定は、参考人について準用する。

第 63 条に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

現行	改正後（案）
<p>[新設]</p> <p>（委員外議員の発言）</p> <p>第45条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>（不在委員）</p> <p>第52条 表決の宣告のとき、委員会室にいない委員は、表決に加わることができない。</p>	<p>2 前項の委員長、副委員長又は委員がオンライン出席委員であるときは、当該委員長、副委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。</p> <p>（委員外議員の発言）</p> <p>第45条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。</p> <p>（不在委員）</p> <p>第52条 表決の宣告のとき、委員会室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、オンライン出席委員は、この限りでない。</p>
<p>—</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>	<p>第5章の2 公聴会</p> <p>（公聴会開催の手続）</p> <p>第62条の2 委員会は、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。</p> <p>2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。</p> <p>（意見と述べようとする者の申出）</p> <p>第62条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書でその理由及び案件に対する賛否を、委員長に申し出なければならない。</p> <p>（公述人の決定）</p> <p>第62条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定により申し出</p>

現行	改正後（案）
〔新設〕	<p><u>た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</u></p> <p>2 <u>前条の規定により申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。</u></p>
〔新設〕	<p>3 <u>公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。</u></p>
〔新設〕	<p><u>（公述人の発言）</u></p>
〔新設〕	<p><u>第62条の5 公述人は、発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。</u></p>
〔新設〕	<p>2 <u>公述人の発言は、その案件の範囲を超えてはならない。</u></p>
〔新設〕	<p>3 <u>委員長は、公述人の発言がその案件の範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、発言を制止し、又は退席させることができる。</u></p>
〔新設〕	<p><u>（委員と公述人の質疑）</u></p>
〔新設〕	<p><u>第62条の6 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。</u></p>
〔新設〕	<p>2 <u>公述人は、委員に対して質疑をすることができない。</u></p>
〔新設〕	<p><u>（代理人又は文書による意見の陳述）</u></p>
〔新設〕	<p><u>第62条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</u></p>
〔新設〕	<p>2 <u>前項ただし書の規定は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。</u></p>
〔新設〕	<p><u>第5章の3 参考人</u></p>
〔新設〕	<p><u>（参考人）</u></p>
〔新設〕	<p><u>第62条の8 委員会は、参考人の出席を求めようとするときは、議長</u></p>

現行	改正後（案）
<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設] （紹介議員の委員会出席）</p> <p>第63条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>[新設]</p>	<p><u>を経なければならない。</u></p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。</p> <p>4 前3条の規定は、参考人について準用する。 （紹介議員の委員会出席）</p> <p>第63条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。</p>

発議第7号

地方財政の充実・強化を求める意見書について

地方財政の充実・強化を求める意見書を次のとおり、浜田市議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和4年6月15日 提出

提出者	議員	小川稔宏
賛成者	議員	串崎利行
	議員	布施賢司
	議員	川上幾雄
	議員	佐々木豊治

地方財政の充実・強化を求める意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られています。これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針 2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしています。これをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障の維持・確保、防災・減災また脱炭素化対策、地域活性化にむけた取り組みや、デジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。
2. とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4. 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の確保、感染症対応業務のみに限定しない、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえ、十分な財源措置をはかること。また、コロナ禍対策として行った固定資産税の軽減措置については 2022 年度をもって終了するとともに、今後、国の施策の一環として、各種税制の廃止や変更、また減税等を検討する際は、地方の財政運営における予見性を損なわないよう、十分に地方団体等の意見を反映し、慎重に検討すること。
5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている 1 兆円については持続可能な地域社会の維持・発展にむけて恒久的な財源とすること。また、同規模の財源確保はもとより、その拡充を含めて検討すること。
6. 会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、さらなる財政需要を十分に満たすこと。
7. デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化にむけ、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行うこと。
8. 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める地方公共団体への譲与額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。
9. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 4 年 6 月 15 日

浜 田 市 議 会

浜田市議会オンライン会議の運用に関する申し合わせ事項 (令和4年6月 日 作成)

1. オンラインによる方法を可能とする会議

- ①常任委員会、特別委員会、議会運営委員会
- ②全員協議会、政策討論会幹事会、政策討論会
- ③災害等対策支援本部会議、その他協議

2. オンラインによる方法での会議の開会

次に掲げる場合にオンライン会議を開催することができる。

- ①自然災害等の発生、重大な感染症の流行等やむを得ない事由により開会する場所へ議員を参集することが困難であると議長または委員長（以下、「委員長等」という）が認めるとき。
- ②議員が以下の事由により会議への出席が困難であると委員長が認めるとき。
【公務、疾病、育児、介護、配偶者の出産補助、その他やむを得ない事由】

3. オンラインによる方法での会議参加の届出

上記の事由によりオンラインによる方法での出席を希望する議員は、原則として、会議開催日の前日（市の休日にあたるときは、その前日）の午前10時までに、オンライン出席とする理由及び参加する場所を明らかにして議会事務局へ届け出る。

4. 委員長等の参集

オンライン会議を開会する場合は、委員長等は、円滑な議事運営を確保する観点から、議会事務局職員が同席する場に参集する。なお、委員会の場合は、副委員長も参集する。

5. 説明員の出席

委員会条例第25条による説明員は、委員長等と同一の場所に参集してオンライン会議に出席する。

6. オンラインによる出席の確認

議員は、あらかじめ付与されたユーザーID及びパスワードによりオンライン会議に出席することができる。また、会議出席中は、原則音声を遮断する。

委員長等は、開会前にオンライン出席議員の映像及び音声が正常なものかを確認する。開会前までに確認ができない場合、当該議員は欠席とみなす。

7. オンライン出席議員の発言

オンライン出席議員が発言する場合は、タブレット画面上に映るように挙手する。委員長等による指名後、発言する議員自身が音声の遮断を解除し、発言する。また、発言終了後は、音声を遮断する。

8. オンライン出席議員の離席

オンライン出席議員は、みだりに離席（各タブレットの画面上に映らないことをいう。）しない。離席する場合は、タブレット画面上に映るように挙手し、委員長等に申し出る。

9. オンライン出席議員の除斥

委員長等の指示により、オンライン出席議員が除斥となる場合は、オンライン会議から退出する。

除斥が必要な案件の審査・調査が終了したときは、委員長等の指示により事務局職員が、除斥となった議員へ連絡し、再度オンライン会議へ参加する。

10. 委員外議員の出席と発言

委員会が説明または意見を求めた委員外議員がオンライン会議に出席する場合は、項目3と同期日までに、オンライン出席とする理由及び参加する場所を明らかにして議会事務局へ届け出る。

委員外議員の出席の確認は、項目6を準用する。

委員外議員が発言する場合は、委員外議員自身が音声の遮断を解除し、発言する。また、発言終了後は、自身で音声を遮断する。

委員外議員は、発言に係る議題が全て終了したときは、オンライン会議から退出する。

なお、委員外議員が出席して発言の申出をする場合も、上記期日までに委員長に申し出て、委員会で許可された場合、オンラインで出席することができる。この場合、発言の申出は報告事項のみで1人1項目とし、質疑は3回までとする(平時と同様)。

この場合の運用は、以下のとおり。

- ①委員会での許可後、会議を中断
- ②事務局職員が委員外議員にユーザーID及びパスワードを送付
- ③委員外議員の接続確認後、会議を再開
- ④当該議題終了後、委員外議員はオンライン会議から退出

11. 公述人及び参考人の出席と発言

公述人及び参考人がオンライン会議に出席する場合は、項目3と同期日までに、オンライン出席とする理由及び参加する場所を明らかにして議会事務局へ届け出る。

公述人及び参考人の出席の確認は、項目6を準用する。

公述人及び参考人が発言する場合は、事務局職員が音声の遮断を解除する。また、発言終了後は、事務局職員が音声を遮断する。

公述人及び参考人は、発言に係る議題が全て終了したときは、オンライン会議から退出する。

12. 紹介議員の出席と発言

委員会が説明または意見を求めた紹介議員がオンライン会議に出席する場合は、項目3と同期日までに、オンライン出席とする理由及び参加する場所を明らかにして議会事務局へ届け出る。

紹介議員の出席の確認は、項目6を準用する。

紹介議員が発言する場合は、紹介議員自身が音声の遮断を解除し、発言する。また、発言終了後は、自身で音声を遮断する。

紹介議員は、発言に係る議題が全て終了したときは、オンライン会議から退出する。

13. 動議

オンライン出席議員は、会議規則に定める動議を提出することができる。

オンライン出席議員が口頭もしくは文書による動議を提出する場合は、タブレット画面上に映るように挙手する。

オンライン出席議員が文書による動議を提出する場合は、その文書のデータを議会事務局に送信しなければならない。

14. 表決及び選挙

- ・表決は、オンライン出席議員の可否と会議の開催場所に参加している議員の可否を合算し、多少を認定して行う。
- ・指名推選による選挙は、オンライン会議で実施することができる。

15. 傍聴

オンラインによる傍聴は、YouTube による録画配信を行っているため、原則として行わず、会議の開催場所での傍聴のみとする。

16. 注意事項

オンライン出席議員等は以下の事項に注意し、オンライン会議に参加する。

- ①現にいる場所にオンライン会議出席者等以外の者を入れないよう努めること
- ②会議に関係のない映像や音声が入り込まないように努めること
- ③節度ある服装でオンライン会議に参加すること

17. 秩序保持に関する措置

オンライン出席議員等が、「16. 注意事項」を遵守しない場合や会議の秩序を乱す場合など委員長等の命令に従わない場合は、委員長等は、オンライン出席議員等を会議から退出させることができる。

18. 議会事務局の役割

議会事務局は、オンライン会議においてホストとなり、委員長等を補佐する。

19. その他

- (1) この申し合わせにない事項については、その都度議長が決定する。
- (2) この申し合わせの内容は、令和4年●月●日から適用する。

令和 年 月 日

浜田市議会議長[〇〇委員長]

様

浜田市議会議員 〇〇 〇〇

オンライン会議出席届

浜田市議会オンライン会議の運用に関する申し合わせ事項に基づき、〇月〇日の会議には、次の事由によりオンラインでの出席を希望します。

理 由

参加場所

令和 4 年 6 月浜田市議会定例会議の会議予定について

		期間	日程案	会場	開始時間	
6月	8日	(水)	議会運営委員会	全員協議会室	10時～	
	9日	(木)	議会広報広聴委員会	全員協議会室	13時30分～	
	10日	(金)				
	11日	(土)				
	12日	(日)				
	13日	(月)		個人一般質問説明用パネル提出締切		【締切】 12時
	14日	(火)				
	15日	(水)	1	開会 提案説明	議場	10時～
				全員協議会	議場	本会議終了後
				総務文教委員会	第1委員会室	全員協議会終了後
				福祉環境委員会	第2委員会室	全員協議会終了後
				産業建設委員会	第3委員会室	全員協議会終了後
	16日	(木)	2	個人一般質問	議場	10時～
	17日	(金)	3	個人一般質問	議場	10時～
	18日	(土)	4			
	19日	(日)	5			
	20日	(月)	6	個人一般質問	議場	10時～
				議会運営委員会	全員協議会室	個人一般質問終了後
	21日	(火)	7	個人一般質問	議場	10時～
	22日	(水)	8	議案質疑	議場	10時～
	23日	(木)	9	総務文教委員会	全員協議会室	10時～
	24日	(金)	10	福祉環境委員会	全員協議会室	10時～
	25日	(土)	11			
	26日	(日)	12			
	27日	(月)	13	産業建設委員会	全員協議会室	10時～
	28日	(火)	14	予算決算委員会	議場	10時～
				討論通告期限		【締切】 17時
	29日	(水)	15	休会		
				対抗討論通告期限		【締切】 13時
	30日	(木)	16	委員長報告 採決	議場	
全員協議会				議場		
議会運営委員会				全員協議会室		

【補足（令和 4 年 4 月 12 日議会運営委員会協議内容）】

1 質問時間について

(1) 個人一般質問

原則、質問と答弁合わせて 40 分とし、議員の持ち時間は 20 分を担保する。

2 委員会について

(1) 所管事務調査

これまでと同様に実施

(2) 執行部報告事項

事前に資料を熟読し、執行部説明は補足説明のみ
質疑はこれまでと同様に実施

令和 4 年 6 月浜田市議会定例会議 陳情付託先案について

(付託内訳)

総務文教委員会 11 件、福祉環境委員会 2 件、産業建設委員会 3 件、
議会運営委員会 5 件

陳情 番号	件 名	付託先案
31	旧久佐小学校のグラウンド整備に関する陳情について	総務文教委員会
32	幼児のマスク着用に関する陳情について	福祉環境委員会
33	児童・生徒のマスク着用に関する陳情について	総務文教委員会
34	浜田市の公共施設再配置について、総量での進捗管理と推移の発表を求める陳情について	総務文教委員会
35	浜田市の公共施設について維持管理費・更新等に係る経費の推移の公表を求める陳情について	総務文教委員会
36	パブリックコメントの結果の公表について改善を求める陳情について	総務文教委員会
37	パブリックコメントの意見について、必要のない編集をせずに利用、公表されることを求める陳情について	総務文教委員会
38	改正された浜田市庁舎管理規則の録音禁止について改正の検討を求める陳情について	総務文教委員会
39	浜田市は、文書主義であり、条例によれば記録・文書を作らなければ違反であるという陳情について	総務文教委員会
40	憲法違反の可能性もあるような録音禁止規定の陳情について	総務文教委員会

陳情 番号	件 名	付託先案
41	長沢サブセンターの陳情について	総務文教委員会
42	飲酒同乗運転があったかないかという陳情について	総務文教委員会
43	生活保護の不正受給の陳情について	福祉環境委員会
44	いろいろな規定が玉虫色である陳情について	産業建設委員会
45	水産加工団地を浜田市の公共下水にするという陳情について	産業建設委員会
46	危険処理の際、所有者に請求する費用に整合性があるかという陳情について	産業建設委員会
47	公人は、陳情においても氏名を黒消しにするべきではないという陳情について	議会運営委員会
48	議員は、公人なのではっきりわかるように名前を出してほしいという陳情について	議会運営委員会
49	●●議員が●●元議員に暴行の件で、少なくとも現場検証の記録は残すという陳情について	議会運営委員会
50	呼びつけて話をするなら、証拠は共有すべきという陳情について	議会運営委員会
51	市議が「傍聴者が職員に暴行をした」と、根拠のない発言は許されるのかという陳情について	議会運営委員会

浜田市

議会議長 笹田 卓 様

陳 情 番 号	31
付託先委員会	
審 査 結 果	

陳 情 書

廃校になりました、旧久佐小学校のグラウンド整備について、実施頂きますようお願い申し上げます。

久佐地区まちづくり振興会

会長 横田富也

久佐老人クラブホテル会

会長 原田義則

食改金城支部久佐地区

会長 宮本美保子

久佐地区健康づくり会議

会長 原田義則



陳 情 書

(要旨)

旧久佐小学校のグラウンド整備について、実施いただきますようお願いいたします。

(説明)

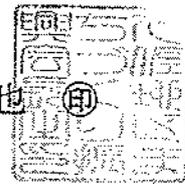
平素は久佐地区の環境整備につきましましては、格別なご理解とご支援を賜わり、年々整備されておりますことに地区民、心から感謝申し上げます。旧久佐小学校(現くぎの里介護施設)裏の護岸の嵩上げ工事につきましましては、早速工事に着手していただき、令和3年度の竣工に至りました事を重ねて厚くお礼申し上げます。さて、今回の陳情につきましましては久佐小学校廃校後、地域でグラウンドの維持管理については実施してきておりますが、水はけが悪く、以前のように児童がグラウンドに出て運動することもなくなったせいか、草が生え年4回程度の草刈りをしないと使用できない状況が続いております。

久佐地区にとっては唯一のグラウンドであり、地区民体育大会や老人クラブ等のグラウンドゴルフなど、軽スポーツ等実施する場所であり健康増進を進めていく上にも無くてはならない施設であります。地区民が安心して使えるような施設整備を早急に実施していただきますよう、まちづくり委員会、老人クラブホテル会、食改久佐地区、久佐地区健康づくり会議連名で陳情いたします。何卒格別の配慮を賜りますようお願いいたします。

令和4年5月30日

久佐地区まちづくり振興会

会長 横田 富也



久佐老人クラブホテル会

会長 原田 義則



食改金城支部久佐地区

会長 宮本 美



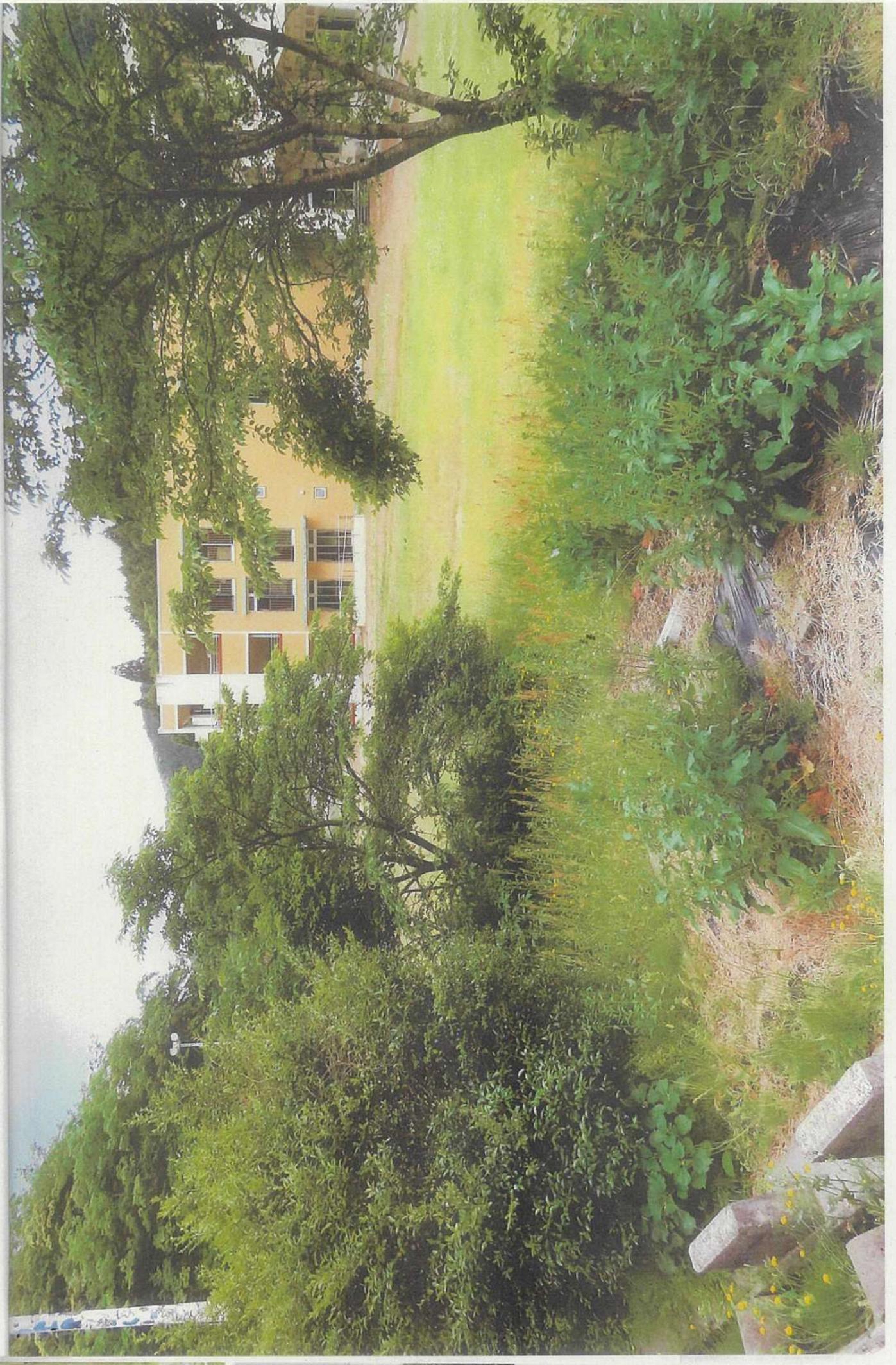
久佐地区健康づくり会議

会長 原田 義則



住所 浜田市金城町久佐1107番地





陳情番号	32
付託先委員会	
審査結果	

令和4年5月31日

浜田市議会議長様

団体 子どもの健康と人権を守る会
住所 浜田市周布町口8-4
代表者 小竹和憲



幼児のマスク着用に関する陳情について

願意

- ① マスク着用が前提の差別や偏見を助長させる表記の貼り紙撤廃
- ② 市内保育所(園)・認定こども園に通う園児へのマスク着用を一律廃止
- ③ 保育士へのマスク着用の推奨・指導を中止し、本来の保育施設の在るべき姿へ早急に戻す
- ④ 人権とマスクに関する小冊子「たいせつなあなたへ」を子育て世帯及び保育施設等子どもと関わる機関への配布
- ⑤ 手洗い可能な場での消毒用アルコールの撤廃
- ⑥ 地域の実情に応じた独自対策の推進

理由

- ① 政府は、新型コロナ対策の基本的対処方針を変更し、マスクについて着用の必要がない場面等を示しました。しかし、この2年半の間、政府やメディアは感染者数増を連日報道し国民の不安を煽り続け、それを受けて県や市は「感染対策の徹底」を求め、100%に近い国民がお願いに従ってマスクを着用する生活となりました。元々、風邪の際にマスクをする習慣のあった日本でマスク着用は屋内外問わず一度も義務化となっておらず、エアロゾルに対して予防効果はないとされていますが、ほとんどの人は事実を知らないままです。

町ではマスク着用が前提の「思いやりマスク」「マスクマナー」「大切な人を守るマスク」といった同調圧力を生み、差別や偏見を助長させるかのような表記の貼り紙をし、マスクをしない＝ルールを守れない、悪とする風刺も生まれました。見た目には分からない健康上の理由からマスクを着けられない人もいます。思いやりとは



マスクをする人もしない人もお互いの気持ちを尊重するもので、一方の行為だけが善意であるかのように促すものではありません。厚労省の基本的な感染対策はマスクマナーではなく咳エチケットです。

新型コロナウイルスも3年目に突入し、学術的見識も広まり未知のウイルスではなく対応可能なウイルスとなりつつあっても、行政の対応は依然として変わる事無く、何をしても新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ事が優先だと言われ続けています。結果として熱中症リスクを考えて適宜マスクを着脱するようと言われても、1人で散歩をしている高齢者は相変わらずマスクを着用し、どんなに暑い日の屋外でもマスクをして子どもと遊ぶ親子の姿があります。マスク生活の習慣化により、熱中症で死に至るリスクよりも、人目を気にして大人でさえ自分の意志でマスクを外せなくなっているのです。この国で流行っているのはコロナよりもマスクだと思います。まずは公共の場において差別や偏見を招きかねない表現の中止を求めます。マスクが必要な人、マスクを着ける事が出来ない人、どちらも浜田市にとって大切な人です。

- ② そうした中、子どもを取り巻く環境は決して子どもの成長に好ましい傾向にあるとは言えず、問題はもっと深刻です。マスク着用によるリスクが取り上げられる事は無く、大人を守る為に子どもの犠牲は仕方ないとされ、町の宝、未来の希望である子どもの心身への悪影響を真摯に受け止める大人が減ってしまいました。乳幼児は自ら息苦しさや体調不良を訴える事が難しく、自分でマスクを外す事も困難です。口元を覆われている違和感から注意力も散漫となり正しく着用する事が難しい為、感染の広がりを予防する効果はあまり期待出来ません。マスク着用により、呼吸や心臓への負担、熱がこもる事による熱中症や鼻血、窒息、骨格のゆがみ、口呼吸、酸欠や顔色等の体調変異時に発見が遅れる等の注意喚起もされています。

未就学児へのマスクを一律には求めないと示されても尚、慎重な保育施設では感染者を出さないようにと子どもへの着用を強いるルールが適用されています。子どもの呼吸は浅く早いのでマスクをして数分後には登山をしているのと同じ状態になります。苦しくて鼻を出していても、保育士によって鼻までマスクを上げ直され、中には午睡時にもマスクをさせていた園もあり、保護者からは戸惑いや心配の声も出ています。睡眠時の危険を十分に知り得ているはずの保育のプロでさえ、感染対策に傾倒するあまり本来あるべき保育の姿を忘れ、不適切な対応が横行しています。虐待の指標で「鼻と口を塞ぐなど窒息につながる行為」「熱中症を招くような環境下での放置」とありますが、感染対策であれば虐待にはならないのでしょうか。園だけに問題があるのではなく、それを取り巻く社会、行政の対応、疑問に感じても見

で見ぬ振りをして声を挙げない大人が招いた現象であると言えます。

厚労省から幼児は如何なる年齢であっても保育者の注意が必要であり、子どもや保護者の意向に反して着用させることは推奨しない、子どもが拒否した場合は着用させるべきではないとしていても、過剰な感染対策による危険の周知やそれを抑制する働きかけが展開されない限り、大人の安心と引き換えに子どもの健やかな発育だけでなく生命さえも脅かされています。上記で記述した内容は浜田市内の実態であり、万が一の事故が起こってしまう前に早急な対応が必要です。

- ③ 乳幼児期の成長段階は人格形成上とても重要な時期であり、親や保育者が与える影響は大です。親や保育者から多くの刺激を受けながら、愛着の絆を形成していきますが、安心感が刻まれないと海馬に不安や恐怖が記憶されていきます。

「脳の発達には臨界期があり、それは生後 3 年である。それは脳が生後発達途中であり、この 3 年のうちに正常で健康な学習体験をさせることが重要である。」と 1997 年にアメリカのホワイトハウスは結論付けています。目で会話をするという事が不可能な乳幼児は、他者とのコミュニケーションの土台を顔全体の表情を見て、模倣することで学習していきますが、保育士の口元は不織布マスクで覆われている為に認知的スキルを獲得出来ません。この発達の機会を取り逃がしてしまえば、目だけで表情を想像したり感情を読み取ることは出来ず、円滑な人間関係を構築することが難しくなります。

マスク生活になってから表情筋が衰えた事により、滑舌が悪くなったと感じている保育士もいます。正しく発音する事は子どもの耳にとって大切であり、発語の遅れや IQ 低下の報告もあります。子どもの発達を懸念してマスクを外したくても、指摘の声を恐れて園独断では外せないと感じています。これ以上、保育士に不織布マスクを着用して乳幼児と接する事は、人を育てる事の放棄にも繋がるので保育士のマスク着用の廃止と、児童福祉法第 39 条の規定に基づき、保育に欠ける子どもの保育を行い、健全な心身の発達を図る事を目的とした児童福祉施設で入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進する事に最も相応しい生活の場であるよう早急に本来の保育の在るべき姿に戻すよう強く求めます。

感染を予防する対策として不織布マスクの着用が推奨されていますが、着用効果ばかりが報じられ着用によるリスクがほとんど認知されていません。大人より酸素を多く必要とする子どもはマスク着用から数分で低酸素状態を作り出し、今の季節は熱中症で生命に繋がる危険があります。身長の高い子どもは地面に近いので、大人よりも 3℃以上の熱を受けることがあります。子どもは体温調節が未熟な上に、適切に判断して水分摂取したり、早めに休憩したりが出来ません。そこへ更にマスク

をしていればマスクによって狭い視界は更に遮られ、注意散漫にもなります。呼吸によりマスクの表面は濡れていますが体内では脱水状態となっている為に、自己治癒力は働かず自覚症状が現れる前に突然倒れてしまいます。マスク生活となつてから鼻血を出す子どもも増え、長時間の着用は免疫力の低下や通常生活の中で獲得するはずだった免疫も得られなくなり、子どもを守る為の予防対策として期待される効果と引き換えに、子どもの健康が損なわれるのは本末転倒です。表情が見えないことによるコミュニケーションや知育の発達遅れなど心身ともに悪影響を与えることは、世界中のたくさんの医師・専門家が提言しています。他にも口呼吸や心臓への負担、窒息、眠気、怠さ、骨格のゆがみ、顔色等の体調変異時に発見が遅れる等の注意喚起も多数されていますが、周知には至りません。

保育施設からマスク着用を言われるだけでなく、乳幼児へのマスク着用のリスクを認知されていない保護者の不安からマスクを着用させているケースもあります。その事から子育て世帯、保育施設等の乳幼児と関わる機関へ子どものマスク着用によるリスクの周知・理解は必要であり、各家庭での判断を促す一助として市民団体リトルレポリッションが発行している小冊子「たいせつなあなたへ」を未就学児(在宅児含む)の子育て世帯、保育施設等への配布を求めます。

- ④ 県内では消毒用アルコールを隠れて舐めて意識不明になった子どももいます。消毒用アルコールは手洗いを出来ない場合の対策であるはずが、感染対策の徹底という指示の元に過剰な対策が取られ、自分の意思を示せない子どもの生命が脅かされています。店内に設置してあるフットレバー式の消毒を遊び半分で使用し、目や口に噴射する光景もよく見られます。また、除菌し過ぎる環境で通常生活の中で獲得すべき免疫を得られず、長期化しているマスク生活で免疫力が低下したところへ小児における感染症に罹患すると通常より重症化し易い事も報告されています。子どもの健康を考え、手洗い可能な場での消毒用アルコール撤廃、やむを得ず使用する場合は子どもの口に入っても安全な成分であるものとし、大人の監視下において目や吸引に細心の注意を払っての使用を求めます。

- ⑤ 浜田市では 65 歳以上の 94%が重症化を防ぐと言われているワクチン接種を終えています。重症化した子どももいません。陽性者数も市民比率の小数点以下です。命を脅かす恐れのある感染症はコロナだけではなく、過剰な対策によって子どもの成長発達や健康への弊害が顕著に生じている今、地域の実情に応じた対策が取られても良いのではないのでしょうか。

今年度から子どもの医療助成も拡大され子育て世帯の安心は増えましたが、大切なのは病院へ掛かることなく、体調を崩してもすぐに回復できるような心身とともに健康な子どもを社会全体で育てることが前提であると考えます。病院や介護施

設等の必要な場面に応じての感染予防、対策は大切だと思いますが、大人の都合で子ども達の健やかな成長を理不尽に奪うのは、本来の目的とは間違った方向に進んでいると感じます。海外では基本的な感染対策を取り止め、ノーマスクの動きが広がっています。日本は、島根は、浜田市はいつまで世界と逆行する政策を続け取り残されていくのでしょうか。未来に希望が持てない子どもは自身の存在意義、居場所を求めて都会へ出て行きます。人口流出は益々悪化するでしょう。予防線を張って子どもから何もかも取り上げてしまうのではなく、何か問題が起きても子どもは何も心配しなくていいと安心を与えられる大人が増え、いずれ子ども達が大人になった時は地元で恩返しをしたいと思えるような寛容な町でありますように。私達が育てているのは子どもではなく、未来そのものです。最初に声を上げるのはとても勇気のいる事ですが、子どもの犠牲の上に成り立つ社会ではなく、大人が子どもを守り誇れる町となるよう心から望んでおります。

陳情番号	33
付託先委員会	
審査結果	

令和4年5月31日

浜田市議会議長様

団体 子どもの健康と人権を守る会
住所 浜田市周布町口8-4
代表者 小竹和憲

児童・生徒のマスク着用に関する陳情について

願意

- ① マスク着用が前提の差別や偏見を助長させる表記の貼り紙撤廃
- ② 小学校・中学校・高等学校に通う児童・生徒へ一律のマスク着用の推奨・指導を中止
- ③ 児童・生徒がマスク着用可否を選択出来、その選択によって子どもの人権が侵害されない環境の保障
- ④ マスクを外してよい場面では教職員、保護者へのマスク着用を求めず、積極的に外すように通達・指導
- ⑤ 人権とマスクに関する小冊子「たいせつなあなたへ」を各家庭、教育機関への配布
- ⑥ 熱中症は死に至る危険があるものとして各家庭・教育機関への周知徹底
- ⑦ 手洗い可能な場での消毒用アルコール撤廃
- ⑧ 地域の実情に応じた独自対策の推進

理由

- ① 政府は、新型コロナ対策の基本的対処方針を変更し、マスクについて着用の必要がない場面等を示しました。しかし、この2年半の間、政府やメディアは感染者数増を連日報道し国民の不安を煽り続け、それを受けて県や市は「感染対策の徹底」を求め、100%に近い国民がお願いに従ってマスクを着用する生活となりました。元々、風邪の際にマスクをする習慣のあった日本でマスク着用は屋内外問わず一度も義務化となっておらず、エアロゾルに対して予防効果はないとされていますが、ほとんどの人は事実を知らないままです。町ではマスク着用が前提の「思いやりマスク」「マスクマナー」「大切な人を守るマスク」といった同調圧力を生み、差別や偏見を助長させるかのような表記



の貼り紙をし、マスクをしなない＝ルールを守れない、悪とする風刺も生まれました。見た目には分からない健康上の理由からマスク着けられない人もいます。思いやりとは、マスクをする人もしない人もお互いの気持ちを尊重するもので、一方の行為だけが善意であるかのように促すものではありません。厚労省の基本的な感染対策はマスクマナーではなく咳エチケットです。

- ② 新型コロナウイルスも3年目に突入し、学術的見識も広まり未知のウイルスではなく対応可能なウイルスとなりつつあっても、行政の対応は依然として変わる事も無く、何をすることも新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ事が優先だと言われ続けています。結果として熱中症リスクを考えて適宜マスクを着脱するようと言われても、1人で散歩をしている高齢者は相変わらずマスクを着用し、どんなに暑い日の屋外でもマスクをして子どもと遊ぶ親子の姿があります。マスク生活の習慣化により、熱中症で死に至るリスクよりも、人目を気にして大人でさえ自分の意志でマスクを外せなくなっているのです。この国で流行っているのはコロナよりもマスクだと思います。まずは公共の場において差別や偏見を招きかねない表現の中止を求めます。マスクが必要な人、マスクを着ける事が出来ない人、どちらも浜田市にとって大切な人です。

そうした中、子どもを取り巻く環境は決して子どもの成長に好ましい傾向にあるとは言い難く、問題はもっと深刻です。マスク着用によるリスクが取り上げられる事は無く、大人を守る為に子どもの犠牲は仕方ないとされ、町の宝、未来の希望である子どもの心身への悪影響を真摯に受け止める大人が減ってしまいました。

友達同士がコミュニケーションを取る上で表情が見えず、怒っている様感じてトラブルになる、マスクによる肌荒れから素顔を見られるのが恥ずかしい、隠したい気持ちからマスク依存へ、マスクを外すと感染するという心理的状況が長引いた事により精神面での問題、食事中も一口度にマスクを着脱している児童も珍しくありません。顔の半分以上が覆われている為に中高生においては入学からの3年間、同級生や教職員の素顔を知らないまま卒業を迎えてしまいます。社会へ出れば必然的に理不尽な環境へ身を置く事もあるでしょう。今のうちに大人が、多様な価値観や物の見せ方をしておく必要があります。友達同士がそれぞれの気持ちに寄り添い、素顔で笑い合えるよう、市内小学校・中学校・高等学校に通う児童・生徒へ一律のマスク着用の推奨・指導中止を求めます。

- ③ 子どもの身を心配する保護者が児童・生徒へマスクを外すように促しても、小学校ではクラスの目当てが「鼻までマスクをしましょう」と決められ、同調圧力からの差別や偏見が生まれています。校長や教職員が校門前に構え、登下校時に鼻までマスクをしていないと厳しく叱られる事が日常化し、子ども達はマスクをしている生活に慣れ、マスク

をしているほうが先生に褒められ、認められる嬉しさすら感じてしまっているのです。学校運営ガイドラインの衛生管理マニュアルに追加されているマスク着用の指導については法律で決められているものではなく、教育委員会や学校が強制する事は出来ません。保護者裁量で保護者の判断に委ねられるものです。

ましてや、何が正解か分からない児童・生徒の自己選択を奪い、実質強制的なルールを強いる事は、大人が安心する為に大人の指示に従わざるを得ない子どもの人侵害に当たると考えます。子ども達にも日本国憲法第 11 条「基本的人権の尊重」、第 12 条「自由と権利の保障」、第 13 条「幸福追求権」、第 25 条「全ての国民は健康的で文化的な最低限度の生活を営む権利」があります。マスクの着用を強制するのではなく、その可否は子どもに選択させるよう求めます。

- ④ また、外しても良い場面が展開されても強制の慣習から子どもは戸惑い、自らマスクを外せません。口頭で指導するだけでなく、外してよい場面では教職員や保護者が率先してマスクを外してみせ子どもへ促す必要があります。
- ⑤ 感染を予防する対策として不織布マスクの着用が推奨されていますが、着用効果ばかりが報じられ着用によるリスクがほとんど認知されていません。大人より酸素を多く必要とする子どもはマスク着用から数分で低酸素状態を作り出し、今の季節は熱中症で生命に繋がる危険があります。マスク生活となってから鼻血を出す子どもも増え、長時間の着用は免疫力の低下や通常生活の中で獲得するはずだった免疫も得られなくなり、表情が見えないことによるコミュニケーションや知育の発達遅れなど心身ともに悪影響を与えることは、世界中のたくさんの医師・専門家が提言しています。他にも口呼吸や心臓への負担、窒息、眠気、怠さ、骨格のゆがみ、顔色等の体調変異時に発見が遅れる等の注意喚起もされていますが、周知には至りません。浜田市内ではマスクをしないなら遊ばせない、マスクをしないならうちには来るなど友達の親から差別を受けている児童もいます。まずは家庭、教育機関へのマスク着用によるリスクの周知・理解が必要であり、各家庭で判断を促す一助として市民団体リトルレビューが発行している小冊子「たいせつなあなたへ」の配布を求めます。(添付致します)
- ⑥ 熱中症は必ずしも炎天下の中、運動時に起こるとは限らず、屋内やエアコンの効いた部屋、水分補給をしているつもりでも起こり、死に至る可能性のあるもので簡単に考えられるものであってはなりません。身長の高い子どもは地面に近いので、大人よりも 3℃ 以上の熱を受けることがあります。子どもは体温調節が未熟な上に、適切に判断して水分摂取したり、早めに休憩したりが出来ません。そこへマスクをしていると身長の高い子どもは地面に近いので、大人よりも 3℃ 以上の熱を受けることがあります。子どもは体温調節が未熟な上に、適切に判断して水分摂取したり、早めに休憩したりが出来ませ

ん。マスクによって狭い視界は更に遮られ、注意散漫にもなります。呼気によりマスクの表面は濡れていますが体内では脱水状態となっている為に、自己治癒力は働かず自覚症状が現れる前に突然倒れてしまいます。子どもを守る為の予防対策として期待される効果と引き換えに、子どもの心身へ悪影響があるというのは本末転倒です。文科省は推奨と言いつつ学校から強制された場合、子どもの健康は誰が保証してくれるのでしょうか。コロナは罹患しても治りますが、万が一で失った命は戻りません。現在も小・中学校からの対応変更のお知らせはなく、登下校、運動、部活時に児童・生徒はマスクを外せていません。犠牲を出してしまう前に熱中症は命の危険があるという事を家庭、教育機関への周知徹底を強く求めます。

- ⑦ 県内では消毒用アルコールを隠れて舐めて意識不明になった年長児がいますが、興味本位で舐めないにしても噴霧を吸入する事によっては教育の現場でも起こりうる問題であると考えます。消毒用アルコールは手洗いを出来ない場合の対策であるはずが、感染対策の徹底という指示の元に過剰な対策が行われ、子どもを守るはずの対策が子どもの生命を脅かす物になっています。店内に設置してあるフットレバー式の消毒を遊び半分で使用し、目や口に噴射する光景もよく見られます。

また、除菌し過ぎる環境で通常生活の中で獲得すべき免疫を得られず、長期化しているマスク生活で免疫力が低下したところへ小児における感染症に罹患すると通常より重症化し易い事も報告されています。

- ⑧ 浜田市では65歳以上の94%が重症化を防ぐと言われているワクチン接種を終えています。重症化をした子どももいません。陽性者数も市民比率の小数点以下です。

命を脅かす恐れのある感染症はコロナだけではなく、過剰な対策によって子どもの成長発達や健康への弊害が顕著に生じている今、地域の実情に応じた対策が取られても良いのではないのでしょうか。

今年度から子どもの医療助成も拡大され子育て世帯の安心は増えましたが、大切なのは病院へ掛かることなく、体調を崩してもすぐに回復できるような心身ともに健康な子どもを社会全体で育てることが前提であると考えます。必要な場面に応じての感染予防、対策は大切だと思いますが、大人の都合で子ども達の健やかな成長を理不尽に奪うのは、本来の目的とは間違った方向に進んでいると感じます。海外では基本的な感染対策を取り止め、ノーマスクの動きが広がっています。日本は、島根は、浜田市はいつまで世界と逆行する政策を続け取り残されていくのでしょうか。未来に希望が持てない子どもは自身の存在意義、居場所を求めて都会へ出て行きます。人口流出は益々悪化するでしょう。予防線を張って何もかも取り上げてしまうのではなく、何か問題が起きたとしても子どもは何も心配しなくていいと安心を与えられるような大人が増え、いずれ子ども達が大人になった時は地元で恩返しをしたいと思えるような寛容な町であります。

ように。私達が育てているのは子どもではなく、未来そのものです。最初に声を上げるのはとても勇気のいる事ですが、子どもの犠牲の上に成り立つ社会ではなく、大人が子どもを守る誇れる町となるよう心から望んでおります。

陳情番号	34
付託先委員会	
審査結果	

浜田市議会議長様

浜田市の公共施設再配置について、総量での進捗管理と推移の発表を求める陳情

浜田市では平成28年度からの6年間を計画期間として、第1期公共施設再配置実施計画を策定し、取り組んできました。また、続く令和4年度から令和7年度の4年間を計画期間として、第2期公共施設再配置実施計画を策定しています。

公共施設再配置実施計画を策定した経緯は、浜田市の平成25年時点のハコモノ(延べ床面積約40万㎡)を将来(40年後)同程度の規模で建て替えようとした場合、財政的に約7割しか更新できないのではないかという試算が出たため、40年かけて統廃合や譲渡等により、40万㎡を3割程度削減するというものです。

令和3年12月議会に於いて、この第1期公共施設再配置実施計画(令和3年10月時点)の進捗状況について執行部が資料を作成して報告なさっていますが、①1期計画期間中に終了する目標の施設数153に対して終了した105施設を示し、達成率68.6%、②計画に載っている施設の削減目標面積(27,936㎡)に対して実際の削減面積(18,969㎡)を示し、達成率を67.9%としています。そして、③将来更新投資額については、6年間での削減目標額(6,701百万円)に対して実際に削減した額(5,045百万円)を示し、達成率75.3%とし、④維持管理費の削減額は目標99,274千円に対し86,689千円削減できたとし、達成率87.3%としています。

第1期計画期間は6年なので約19,000㎡を削減したことにより、40年間での削減目標面積12万㎡の約15.8%($19,000 \div 120,000 \times 100 = 15.83$)を削減し、まずまず順調に減っているはずですが。

しかし、浜田市は平成27年4月からの6年でハコモノを約19,000㎡以上を削減しながら、約18,600㎡以上の新規整備や取得を行っており、ハコモノの総量や維持管理費、将来更新投資額は実はあまり減っていないと思われます。当初の計画に載っている施設についてのみ、削減の進捗管理や報告をしているためこのような達成率の説明になっています。計画期間中の新規整備や取得による増加分を即時に計画の施設総量に反映し、常に総量での実態を解りやすく資料にしなければ、6歩進んで5歩下がっていても、進んだ6歩だけ報告している状態で、「総量が目標の規模にどのように近づいているのか」が見えない進捗管理と報告の仕方になっています。

ハコモノを40年かけて3割減らすというなら、公共施設再配置実施計画に、年毎の市のハコモノの総数、延床面積合計、年間維持管理費合計、将来更新投資額合計、市民一人当たりの保有面積、といった数値目標を示し、これらが右肩下がりに減っていかねばなりません。

市議会で「スクラップフォービルドでは駄目で、スクラップ、スクラップ、スクラップフォービルドくらいでやりたい。」といった執行部の発言が何度もありますが直近7年では減らした分だけ増やしています。市民一人当たりのハコモノ面積は、平



成 27 年度の 6.8 m² から 6 年経って 7.4 m² に増えており、公共施設再配置実施計画どおりに削減できたとしても、40 年経った時の市民一人あたりのハコモノ面積は 10 ～ 11 m² に増えると思われます。これは、市民サービスが徐々に向上することを意味しており、残る公共施設を利用する市民が現在の半分になるイメージです。総量で目標に確実に近づくような進捗管理をしなければ、このまま将来世代につけを回し続けることとなります。

市が公共施設再配置の進捗について年次報告される場合、その年度に新規整備や取得した施設も含め、施設数、総面積、市民一人あたり保有面積といった重要な数値についても、総量の推移がわかるような報告と進捗管理が行われるよう、執行部に働きかけてくださいますようお願い申し上げます。

浜田市国分町 1 6 8 9 - 1

三島 淳寛



陳 情 番 号	35
付託先委員会	
審 査 結 果	

浜田市議会議長様

浜田市の公共施設について維持管理費・更新等に係る経費の推移の公表を求める陳情

浜田市では公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設再配置実施計画と合わせて公共施設の再配置を進めています。

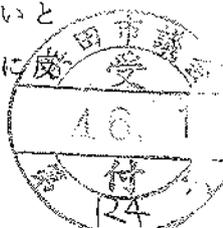
令和3年1月に総務省のからの「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」という通知（技術的指導であり、守らなくてもペナルティは無いそうです）を受け、浜田市を含め島根県内19市町村すべてが公共施設等総合管理計画の見直しを行い、浜田市も令和4年2月に見直しを行いました。

この総務省からの通知の中で「見直しにあたって記載すべき事項」というものが示されており、その中の「必須事項」とされている「維持管理・更新等に係る経費」「現在の維持管理経費」について、浜田市の公共施設等総合管理計画には計画策定時のままの数字（平成24年頃の数字）のみが載っており、すでに削減した施設の数字が含まれており、現状を表していません。この理由は、現在保有しているハコモノについて、それぞれの年間の維持管理費を担当課（行革）が把握していないために記載できないということだそうです。公共施設を新規整備する話が出ると、「建設に一般財源は使わない」とか、「市の負担は1割だから」といった説明を聴くことがありますが、施設の建設に係る費用よりも、施設を解体するまでかかる毎年の維持管理経費の合計が通常は多いため、維持管理経費はとても重要です。このため、国は維持管理経費を把握し、公共施設等総合管理計画に載せることを求めていると思われませんが、浜田市は計画策定時に1度調査したのみで、その後について「調査するのにコストがかかる」という理由（行革談）で全施設についての年毎に把握できていません。

公共施設再配置の目的は、すでに始まっている人口減少による財政規模の縮小や利用者減に合わせて、公共サービスの質がなるべく低下しないように、計画的に施設の総量を減らし、財政（政策）の自由度を維持することだと思います。指定管理施設については毎年度収支報告として維持管理費の報告が行われていますので、指定管理ではない施設についても、同様に横断的に把握することに技術的な問題は無いと思います。担当課（行革）からは「複数の施設について、維持管理業務を業者に委託している例もあるので計算が難しい面がある」という説明を受けましたが、ルールを決めて按分するしかないの、いつ取り組むと決めなかったためにできていないのではないかと思います。

年度のどの時点で、誰がどういう方法で施設ごとの維持管理費を行財政改革推進課に報告するのかを早急に決め、報告が実施されることで、浜田市の公共施設の総量について、維持管理費の推移を把握できます。

国が求めているからやるべきだということではなく、必要なことができていないと思いますので、市がルールを決めて取り組み、結果が公共施設等総合管理計画等に



映され、議会や市民が直近の公共施設の維持管理費について正しく知ることができるよう、執行部に対し働きかけて下さいます様お願い申し上げます。

浜田市国分町1689-1

三島 淳寛



陳情番号	36
付託先委員会	
審査結果	

浜田市議会議長様

パブリックコメントの結果の公表について改善を求める陳情

浜田市では重要な市の政策や計画について決定する際、最終的な決定前に広く市民にその計画等の案を示し、パブリックコメント制度として市民等に意見を募集しています。このパブリックコメント制度のルールとして、市のホームページに浜田市パブリックコメント制度実施要綱が載っており、第9条2項として「市長は、最終的な意思決定を行ったときは、次の事項を公表するものとする。(1)提出された意見の概要、(2)提出された意見に対する市の考え方、(3)政策等の案を修正した時は、その修正内容及び理由」と定めています。また、市のホームページには、「パブリックコメント制度の流れ」という図が載っており、これによると、反映する意見と反映できない意見に分け、反映できない場合は理由を整理するといった「意見の処理」の後、最終的な案の決定を行った場合、「結果の公表」(ホームページへの掲載や所管課窓口への備え付け等)を行った後、「議会への報告や、議会で議決」をするという順序になっています。

しかし、令和4年3月4日の総務文教委員会に報告された浜田市教育振興計画について、この議会への報告時に於いても、パブリックコメントでどのような意見があったのかや、それらに対する市の考え方、修正の有無や理由を明らかにしないまま、決定した計画についてのみ報告されています。3月4日の総務文教委員会では、教育委員会からは「パブリックコメントの意見募集を行い、4名から17件の意見がありました」だけ報告され、どういう意見があって、どのように処理したのか、反映したのかしていないのかといった説明はありませんでした。この浜田市教育振興計画については、令和4年1月17日から2月16日にかけてパブリックコメントの意見を募集し、2月21日に開かれた教育委員会の会議で最終的な計画を決定(決裁)しているため、2月21日には意見の処理は終了していました。意見を書いた人たちは、意見が計画に反映されたのかどうかや、意見に対して市がどう考えるのか、また反映されていない理由も知ることができないまま、決定した計画だけが示されていたことになり、礼儀を欠いた対応だと感じます。

計画について「なぜ、パブリックコメントの結果の公表が行われないうまま、決定した計画だけが議会に示されているのか?市のホームページのパブリックコメント制度の流れの図と順番が違うのではないか?」と教育委員会に質問したところ、どこにも公表されていない「浜田市パブリックコメント制度の考え方・運用方法の手引き(第5次改訂版)」を示され、P.20 第2項関係(4)公表時期のイに「このため、政策等の最終的な決定(決裁)が終了した時以後(条例などの議決を要するものは、議案提出以後)に意見概要を公表するものです。」とあり、総務文教委員会後の令和4年3月7日に結果の公表をホームページに掲載することで問題ないとの説明を受け



した。しかし、この教育振興計画は議会の議決を要するものではないため、議案提出以後である必要はなく、2月21日の最終決定後、速やかに公表していただくべきではないのか？と質問すると、「いつまでに公表するという規定は無い。意見として聞いておく」と回答されました。また、3月7日にホームページに公開された意見の概要と市の考え方には、「修正内容および理由」が載っておらず、「修正内容および理由が載っていないが、どこも修正しなかったのか？」と質問すると、「修正内容および理由を公表するとどこに定められているのか？」と逆に質問されました。ルールを確認せずに事務を処理していることが明らかです。

また、教育振興計画についての最終的な決定を行った教育委員会の会議（2月21日）を非公開で行った理由は、「会議を公開で行った場合、決定内容を議会に示す前にマスコミ等から内容が発表され、議員さんから議会軽視だと言われたことが過去何度もあったので、そういう事態を避けるために非公開で行った。」という説明を受けました。つまり、教育委員会が教育振興計画について、最終的な計画の内容もパブリックコメントの意見やその処理についても、決定後速やかに公表せずにいたのは、これが理由と言えます。議員の方から「議会軽視だ」と言われることを避けるためには、意見を書いた方たちを含め、市民を軽視して良いという考えに思えます。

そもそも、議員の皆さんは市民の代表であり、パブリックコメントにどのような意見が寄せられ、それらの意見を市がどう処理した上で最終的な計画を定めたのかを気にしている方もいらっしゃると思います。様々な意見があるため、反映するかしないかは担当課や諮問委員会が検討し判断なさることでしょうが、①パブリックコメントに寄せられた意見、②それに対する市の考え方、③修正内容やその理由のどれも示さず、「最終的な計画だけを示せば、①②③は議会に示す必要が無い」という考え方こそが、議会軽視であり市民軽視ではないかと思えます。議会へ決定した計画を示す前に公表してはいけないという心配をすることに合理性が無く、すでに決定したことは、速やかに公表することで、議員の皆さんも市民もマスコミも同時に知ることができます。公平であり、議会軽視になるはずがありません。君市踏切の工事費激増の例もありますが、「知らせるべきことを、知らせなくても良いという判断をしている場合」が軽視だと思えます。

議会に示すまでに、パブリックコメントの結果の公表を行ったり、修正内容とその理由を公表していれば、意見を書いた人や計画に関心のある市民が、議員さんに「この点について市の考えや説明が良くわからないので質してほしい」といった相談も可能ですが、①も②も③も示されなければそのチャンスも与えていないと言えます。これはフェアなやり方ではありません。

パブリックコメント制度は、協働のまちづくり推進条例に定められた市民参画の方法の一つですが、同じルールで運用されているはずなのに、担当課によっては議会までに①②③をちゃんと示しています。最終的な計画等の決定前には、いろいろ公表できないことは理解できますが、パブリックコメントの意見募集を実施して最終決定

（決裁）が済んだものについては、協働のまちづくり推進条例の目的を果たすため、積極的にわかりやすい情報提供を、なるべく速やかに行っていただけるよう、事実確認の上、ルールの変更も含めて市に働きかけて下さいますようお願い申し上げます。

浜田市国分町 1 6 8 9 - 1

三島 淳寛



陳情番号	37
付託先委員会	
審査結果	

浜田市議会議長様

パブリックコメントの意見について、必要のない編集をせずに利用、公表されることを求める陳情

令和4年に、浜田市教育振興計画案について、パブリックコメントの意見募集が行われ、意見を提出したところ、計画について議会に報告された後日、パブリックコメントの意見の処理として、「意見の概要と浜田市の考え方」が公表されました。これを読むと、私が書いた文章の約半分が削除された状態で出された意見の概要とされています。資料①～④を添付しますが、資料①②の黒枠で囲った部分が削除され、意見の概要③④とされています。

意見の半分が削除された理由を教育総務課に尋ねると、「意見の概要」を公表することになっているため、出された意見をそのまま載せる必要は無い。長いと解りにくいため編集した。」と説明を受けました。

意見を提出した人は皆さん真剣に考え、時間とエネルギーを使い、場合によってはいろいろ調べて、意見を書いていると思います。もし、同じ内容を繰り返しているとか、誹謗中傷や個人情報を書いている場合、そうした部分を除いて利用されるのはわかりますが、今回の場合、そうではありません。

通常意見とは「●●について、▲▲という理由で、**する方がよい。」といったものですが、「▲▲という理由で」という意見の根拠の説明部が不足している場合、「なぜ、**する方がよいと考えたのかが書かれていない。」と感ずるため、根拠説明を削られた文章が、削られていないものよりわかりやすくはなりません。浜田市の教育に携わる職員からの説明「長いとわかりにくい。」は、全く合理性がありません。削除が必要なら、合理的な説明ができて然るべきですが、他に説明はありませんでした。担当課で削除・編集することができるとしても、ルールが不明確でよくわかりません。

過去のパブリックコメントの意見募集に何度か意見を書いています。各担当課は長い文章でも、内容を削除せず「意見の概要」としてホームページに載せて下さっています。

パブリックコメントの意見はまちづくりに関する情報であり、「書いてあることの実偽が不明」、「その時点の市の方針と違う」、「内容がよくわからない」といったものも含め、全ての意見は、市民が原文のまま読める必要があるものだと思います。

「長いとわかりにくい」という説明を行った方の職権で意見の半分を削除しては、削除された部分に書いたまちづくりに関する意見やその根拠といった情報が、原文のまま知りたいという市民に共有されません。一部を削除することのメリットとして合理的な理由がないならば、「寄せられた意見をどう捉えどう判断するか」は読んだ人が決めるのですから、市の職員の判断で寄せられた意見の半分を削って公表すること



は、浜田市協働のまちづくり推進条例の精神に反する行為ではないでしょうか。

出された意見のうち、誹謗中傷や個人情報など、拡散することが問題ある部分は削除されるべきかと思いますが、その他については広く市民に共有されるべきだと思います。

パブリックコメントの意見募集に寄せられた意見については、公表されることに合意の上で出されているため、「誹謗中傷や個人情報が書いてある」といった部分を除き、合理的な理由のない編集を行わずに利用や公表が行われるよう、執行部に働きかけて下さいますよう、お願い申し上げます。

浜田市国分町 1 6 8 9 - 1

三島 淳寛



案件名	浜田市教育振興計画（案）
募集期間	令和4年1月17日（月）～令和4年2月16日（水）
ご意見	生涯スポーツの振興について

本計画では生涯スポーツの振興について、学校施設の市民への開放や、トップアスリートによる指導等に触れられています。

多くのスポーツについて市民が選り取り組むことができるという選択肢の広さは、そのまちの魅力と言えます。多くのスポーツはそれに取り組むための施設や競技場が必要であり、競技として取り組むか、生涯スポーツとして取り組むか以前に、施設が無いためにそのまちでは取り組めない場合もあります。

浜田市にはアイススケート場、カーリング場がありますが、競技として取り組む市民は多くありません。しかし、コロナが流行する以前、冷凍機の故障で開場期間を短縮するまでは、年間1万人以上の安定した利用がありました。これは東公園の野球場や陸上競技場の利用者数に匹敵し、冬になれば、子供や孫と一緒にスケートを楽しむ市民が相当数いることを表しています。

浜田市はスポーツ施設再配置整備計画で、このスケート場について「令和3年度および令和4年度において、利用者の急激な増加が無い場合、令和5年度にスケート場としての利用を廃止、屋根付き多目的広場に改修する」としています。何度も「なぜ、野球場のスコアポートや、陸上競技場の地盤沈下対策等、他のスポーツ施設の大規模改修時には求めている利用者の急激な増加を、スケート場にだけ求めるのか」質問していますが、合理的な説明がありません。中国地方でも貴重な、スケートやカーリングを行うために無くてはならない施設を、市の強みとして利用しきれていません。スケート場こそ市がトップアスリートによる教室等を行い、市民の利用を増やしやすしい施設だと言えます。

ソチオリンピックの日本代表の町田樹さんの請願や住民の陳情を受け、市長は「市外から人を呼び込む施設として、スポーツ施設再配置整備計画について再度検討する」とおっしゃいました。スケートは未就学児から高齢者まで楽しむことができる生涯スポーツです。カーリングも浜田市で西日本大会を毎年行ってきました。島根県内にオリンピック種目の全国大会や西日本大会クラスの大会を毎年行ってきた施設は、島根県に確認したところ浜田市のサンビレッジ浜田（カーリング）のみです。冷凍機の老朽化によって大規模修繕が必要だという理由で用途変更してしまっは、市民の生涯スポーツへの選択肢を削り、浜田市の他市に対する強みを放棄することになります。浜田市出身で小学生の

ときからサンビレッジ浜田で練習してきた高校生が、今年2度目の国体入賞も果たしています。

スケート場については運営費部分は利用料金を他のスポーツ施設より高く設定しており、1万人程度の利用でランニングコストの内光熱費相当部分は受益者負担が行われています。市のスポーツ施設でこれができる施設は、ほぼありません。この収入比率でもトップクラスに優秀であり、省エネ型の冷凍機に更新することでさらに年間400万円以上(40%以上)光熱費を圧縮できるというメーカーの試算まであります。ぜひ、冷凍機を更新し、市民の生涯スポーツの選択肢を維持するとともに、スケートやカーリングについて市としても普及や競技人口増加に向けた教育利用にも取り組んでください。それが「市外県外から人を呼び込む」とともに、「浜田に育ったから、スケート・カーリングが体験できてよかった」「競技に取り組めてよかった」というふるさと郷育の充実にも、間違いなくつながると考えます。

住 所 (法人等は所在地)	浜田市国分町1689-1
氏 名 (法人等は名称・代表者氏名)	三島 淳寛
連絡先(電話番号)	(080) 1900 - 3471

【提出期限】 令和4年2月16日(水)必着

【提出先】 ■浜田市教育委員会 教育総務課 総務企画係
〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地
FAX (0855) 22-5090
E-Mail kyouikusoumu@city.hamada.lg.jp

【その他】 電話や口頭での意見、住所・氏名・連絡先が明記されていない意見は受付できません。

浜田市HPの意見の概要

	<p>一運営推進委員会やまちづくり委員会、自治会、地域住民、このエリアで活動する市民団体等、学校、小学生、中学生、高校生、企業なども交えて、何が最適かを検討するなかから、寺中構想に近い住民自治の拠点づくりを進めてほしい。</p>	
11	<p>町づくりセンターを長沢にサブをつくる案？ →市民はこんなところまで行けず不要と考えます。 場所的に疑問、市民から希望がでたとは考えられない。</p>	<p>(学校教育課) 長沢町に地域の拠点施設を整備することにつきましては、これまで複数回地元要望をいただいております。地域住民の皆様の希望はあるものと認識しております。 また、建設場所につきましては、災害時のリスク等も勘案するなど、限られた諸条件の中で、地元や関係者の方々の意見も踏まえ、現在の候補地を決定しております。</p>
12	<p>生涯スポーツの振興について</p> <p>浜田市にはアイススケート場、カーリング場があるが、競技として取り組む市民は多くない。しかし、コロナが流行する以前、冷凍庫の故障で開場期間を短縮するまでは、年間1万人以上の安定した利用があった。 浜田市はスポーツ施設再配置整備計画で、このスケート場について「令和3年度及び令和4年度において、利用者の急激な増加が無い場合、令和5年度にスケート場としての利用廃止、屋根付き多目</p>	<p>(文化スポーツ課) サン・ビレッジ浜田アイススケート場は、令和2年に策定した「浜田市スポーツ施設再配置・整備計画」において、令和5年度を目途に多目的運動場に用途変更することとしております。ただし、令和3年度、4年度に利用者数の増加が継続的に見込まれる場合には、計画の見直しを検討することとしております。 なお、利用者数については、老朽化による開設期間の短縮やコロナ禍の影響もあることを考慮する必要があります。</p>

	<p>的広場に改修する」としているが、スケート場こそ市がトップアスリートによる教室等を行い、市民の利用を増やしやす施設だと言える。</p> <p>スケートは未就学児から高齢者まで楽しむことができる生涯スポーツである。カーリングも浜田市で西日本大会を毎年行ってきた。</p> <p>冷凍機の老朽化によって大規模修繕が必要だという理由で用途変更してしまえば、市民の生涯スポーツへの選択肢を削り、浜田市の他市に対する強みを放棄することになる。</p> <p>ぜひ、冷凍機を更新し、市民の生涯スポーツの選択肢を維持するとともに、スケートやカーリングについて市としても普及や競技人口増加に向けた教育利用にも取り組んでほしい。それが「市外県外から人を呼び込む」とともに、「浜田に育ったから、スケート・カーリングが体験できてよかった」「競技に取り組めてよかった」というふるさと郷育の充実にも、間違いなくつながると考える。</p>	<p>一方で、昨年4月に利用者団体等から施設存続についての陳情や請願をいただいたことから、市外から人を呼び込む施設としての活用の検討も併せて行っております。</p> <p>今後、改めて検討状況をお示しする機会を設けたいと考えております。</p>
13	<p>資料館建設については賛否がある。何が最適なのかを今一度検討してほしい。</p>	<p>(文化スポーツ課)</p> <p>現在検討している歴史文化保存展示施設の整備につきましては、浜田郷土資料館が建築後60年以上を経過し、老朽化が著しく、展示スペースも狭いことから建替え整備を検討しております。</p> <p>市民の皆さんにも様々なご意見</p>

改正された浜田市庁舎管理規則の録音禁止について改正の検討を求める陳情

浜田市庁舎管理規則を令和3年8月31日に改正、翌日9月1日施行していますが、これまで「許可行為」（申し出があれば許可できた）であった庁舎内での撮影や録音を「禁止行為」（申し出があっても許可しない）に変更しました。

庁舎管理権にもとづいて、「禁止行為を定めることができる」ことは理解できますが、庁舎内での執務の執行を妨げない場合や、庁舎内の秩序を乱さない場合は、市民にとって必要な場合、「メモで事足りる」という職員の価値観を押し付けるのではなく、「記録のための録音」を許可できるよう、規則の改正について検討して下さい、執行部に働きかけて下さいます様、お願いいたします。

資料⑤を添付
します。

浜田市国分町1689-1

三島淳寛

陳情番号	38
付託先委員会	
審査結果	



R4. 5. 24 メール受信	回答
<p>④について質問の意図がわからないということですので、分かりやすく説明した上で、再度質問いたしますのでご回答下さい。</p> <p>5月13日に下さった回答に、「特段の事情がある場合を除いて、内容の記録のための手段は、メモを取ることで事足りると考えており、撮影、録音が必須であるとは考えておりません。これにより、行政の推進が誤って認識されることを防ぐためです。」とあったため、この回答に沿って質問したものでしたが、わかりやすいように書き方を変えます。</p> <p>市の窓口での市政に関する相談内容(質問と回答などのやりとり)を、第三者に伝えることによって、その第三者に「行政の推進が誤って認識されることがある」と考えておられますが、メモを取った内容をもとに第三者に伝えた場合と録音による記録をもとに第三者に伝えた場合で、行政の推進が誤って認識されるリスクに違いがあるかどうかとその理由を教えてください。</p>	<p>メモ、録音による記録において、記録という行為の捉え方に違いはありませんが、第三者がメモを読む・見る、又は、同じことを聞き受け取ったことについて、第三者へ伝えた者と全く同様に理解されるかどうかは分かりません。したがって、誤って認識する可能性については、メモ、録音のどちらも否定できないと考えます。</p>
<p>⑤5月13日に下さった回答に、「特段の事情がある場合を除いて、内容の記録のための手段は、メモを取ることで事足りると考えており、撮影、録音が必須であるとは考えておりません。」とあります。</p> <p>相談内容を記録する手段について、市民等の相談者が「メモを取ることで事足りる」と判断する場合もあれば、「正確に記録しておきたいので録音が必要」と判断することもあります。</p> <p>市民が「録音が必要である」と判断した場合、市の職員が「あなたにとって必要ない」、「メモすることで事足りる」として、相手の判断や価値観を否定し「必要ない」という認識を強要することは許されると考えるか否かと、その理由を教えてください。</p>	<p>相手の判断や価値観を否定し、強要することが許されるものとは考えてはおりません。</p> <p>そのような運用にならないよう取り組んでまいります。</p>

浜田市議会議長様

2022年6月1日

浜田市日脚町184-1 森谷公昭



この陳情は、市議又は市議会に検討していただき、このことを問題と思うなら、執行部に働きかける等、行動していただきたいとお願いするものです。

件名：

浜田市は、文書主義であり、条例によれば記録・文書を作らなければ違反であるという陳情

(浜田市協働のまちづくり推進条例)

趣旨理由：

「浜田市は、文書主義であるが、文書を作っていないでも違反ではない」と、過日

●●総務課長から発言があった。

しかし、これは、●●課長の勘違いではないかと思われる。

調べたところ文書主義の目的は「説明」だ。

そのために、記録を残さなければならないという流れだ。

総務省（公文書管理法）、島根県（公文書管理条例）も「説明」のため同様の見解です。

浜田市協働のまちづくり推進条例では6条2項で「市民へのわかりやすい説明責任」を定め、さらに「誠意をもって」という姿勢責任まで定めている。

このように「自治区廃止の代わりにできた重要な条例」に、「説明の義務」定められている。

先に述べたように、説明するためには、記録・文書が残されていないといけない。

記録・文書がないということは「説明」ができないことになり、記録・文書を残していないということは、条例違反になる。（罰則はないのか？）

また、浜田市は「住民の福祉の増進」つまり、市民サービスのためにあるわけなので、「違反していないから問題ない」ではなく（実際は違反である）「違反ではないが記録・文書を残すようにする」というように考えるべきではないか？

浜田市に公文書条例がなくても、記録・文書を残していなければ条例違反であることを考え、説明責任を果たすために記録・文書を残すことを検討してほしい。

なお、浜田市は「電話録取」もない。

また、議員が相談やアドバイスに行ったこともほとんど記録に残っていないことを付け加える。

陳情番号	39
付託先委員会	
審査結果	



浜田市議会議長様

2022年6月1日

浜田市日脚町184-1 森谷公昭



この陳情は、市議又は市議会に検討していただき、このことを問題と思うなら、執行部に働きかける等、行動していただきたいとお願いするものです。

件名：

憲法違反の可能性もあるような録音禁止規定の陳情

趣旨：

「憲法第十三条【個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重】

すべて国民は、個人として尊重される。

生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

2021年9月1日より庁舎内（駐車場も含む）での録音が禁止になった。

何人かの市民が問題提起しているが、●●行革課長によると、

「切り取ってSNSにアップされ誤情報が市民を混乱させる」とか「職員の精神的負担を避けるため」という理由で、浜田市の方針で、●●副市長の指示により作られたそうである。

●●行革課長に尋ねたところ約1700ある市町村で、市の方針として録音禁止と決めたのは、数あるが、許可規定がないのは、浜田市だけだ。他に許可規定のない「完全録音禁止」をしているのは、浜田市以外には知りません。と、臆面もなく説明があった。

13ほど許可した例があるようだが、市民には知らされないままである。

HPには載せてくれませんか、半年前からお願いしているが聞いてもらえない。

ほかの自治体で「完全録音禁止」していないのに浜田市だけが禁止している。

しかし、自宅から電話をかけて会話を録音することはOKということだ。

これでは、中途半端で実効性がない。

それなら、許可規定を加えるべきではなからうか？

議員の皆さん、いろいろなレベルの市民がいます、書くのが遅い、録音なら時間はいらぬ、証拠として録音したいなど、

浜田市の職員は証拠のために録音が許可される。

市と市民は対等の関係と定めた条例にも違反するのではなからうか？

間違いがないように録音することを検討してもらいたい

陳情番号	40
付託先委員会	
審査結果	



浜田市議会議長様

2022年6月1日

浜田市日脚町184-1 森谷公昭



この陳情は、市議又は市議会に検討していただき、このことを問題と思うなら、執行部に働きかける等、行動していただきたいとお願いするものです。

件名：

長沢サブセンターについての陳情

趣旨：

まず、数年前からの流れはこのようになっている。

① 長沢郵便局のところ（現在島根電工アパートが建築中）

② その下のT字路のあたり

③ 陶芸の里（長沢陸橋から北に下ったすぐ右手）

④ キヌヤ（旧服部タイヨー）駐車場

⑤ 教育センター

⑥ キヌヤ店舗内

⑦ これらも併せて他も検討

ここで③の陶芸の里の検討の仕方がでたらめなのである。

●●係長の自分でも見積もりということで専門性はない見積もりだった。

1億5千万円のメモ書きが赤線で訂正され2億円になっており、値段の問題。

入り組んでもいない道路が入り組んでいるという問題提起。

改装費の4800万円は、有福小の改装費と同額を持ってきただけ。

必ずしも必要のないエレベーターをつける問題。

高額なキッチンセットを予定。

駐車場舗装に2000万円。200坪なので500～1000万円で十分。

総額1億円にならないくらいのものを2億円と試算し高額だという結論。

③については特に、専門の見積もりを取ったうえで市の予算の無駄遣いにならないように検討してほしい。

陳情番号	41
付託先委員会	
審査結果	



浜田市議会議長様

2022年6月1日

浜田市日脚町184-1 森谷公昭



この陳情は、市議又は市議会に検討していただき、このことを問題と思うなら、執行部に働きかける等、行動していただきたいとお願いするものです。

件名： 飲酒同乗運転があったかないかという陳情

趣旨：

平成30年11月に午前4時、市役所を通過した車がハローワーク方向に進んだところでパトカーに止められ、課長が助手席、もうひとりが酒気帯び運転で捕まり、その日の午前中は、新しい警察で取り調べを受けた。

●●というラーメン店の方、運転していた方などに証言してもらい資料を見てもらったり録音を聞いてもらったりしている。

当時の●●副市長と●●総務部長は、議会が始まる前9時ごろ議長団に報告に来た。「課長が飲酒運転で逮捕された」という報告があった。

その後〇〇課長はどうしたんだという問いに、●●部長は「退職届が出ました」と答えた。

その課長の妻である議員に聞けばわかることです。

なぜ議員に聞かないのか？

同じ会派の●●議員は及び腰、腰が引けており闇に葬るような発言があった。

処分をされる人と免れる人がいていいはずがない。

もう処分はできないので、求めはしないが、飲酒同乗、処分に値するようなことがあったかなかったかは、はっきりしないといけない。

ネットでも市長が隠した、だから市長選が接戦だったのだとのうわさもある。

あったかなかったかだけでも、明らかにさせることはできないものだろうか？議員の皆さんの正義感とエネルギーに期待します。

陳情番号	42
付託先委員会	
審査結果	



浜田市議会議長様

2022年6月1日

浜田市日脚町184-1 森谷公昭



この陳情は、市議又は市議会に検討していただき、このことを問題と思うなら、執行部に働きかける等、行動していただきたいとお願いするものです。

件名：

生活保護の不正受給の陳情

趣旨理由：

県外の収入、所得が把握できないことも不正の温床。

まずは、①社会福祉協議会で緊急資金の貸し付けを受ける10万円、20万円

次に、②精神科に通う、統合失調症等の診断がもらえるように演技をする

そのあと、市役所の生活保護係に行く

保護係でヒアリングがあるが①②を伝え、②の診断書があると、仕事ができないこと、生活が苦しいことのハードルはほぼクリアできる。

こうすれば、簡単に生活保護が受けられる。

これらは、ある生活保護ネットワークのオフ会の情報共有の内容です。

また、生活保護が本当に必要な人でも、親族に情報を提供されることを嫌い我慢して、餓死する人もいます。

市民からの名前と住所を提供してもらったにもかかわらず、行動してくれなかった。

まちづくり条例には、「市民は自分が主役だと認識し、積極的にまちづくりに参加することを定めている。

条例が言うように、まちづくりに参加しても生かしてもらえないのでは参加しがいが無い。職員のこの姿勢があるべき姿かどうか検討し、是正するべきならそのように動いてほしい。

陳情番号	43
付託先委員会	
審査結果	



浜田市議会議長様

2022年6月1日

浜田市日脚町184-1 森谷公昭



この陳情は、市議又は市議会に検討していただき、このことを問題と思うなら、執行部に働きかける等、行動していただきたいとお願いするものです。

件名：

いろいろな規定が玉虫色である陳情

趣旨：

昨年、第三セクターに関する指針ができた。

浜田市の出資が1/2以下の第三セクターには、浜田市から役員は出さない、と規定している。

浜田漁港浄化管理センターは、47.3%だが、浜田市から3人の役員が出ている。

それを指摘したところ、「重要な施設だからそれで問題ない。」

とても分かりにくい。

それなら、あと3%出資して50.3%にしたほうがすっきりする。

25%以上の第三セクターは市民への説明義務もある。

浄化センターは会費を徴収しているが、計算根拠について質問したら「会員さんにしか答えられない」元弥栄支所長の●●氏が言われた。規定を知らないのである。

●●氏は浜田市の職員だった人で、第三セクターで事務局長をしているにもかかわらず「間違った回答をしている」

水産加工団地の建物所有者は、建物ごとに会員になることになっている。

(浜田市としては、おさかな市場、給食センター)

しかし、新しい7号市場は、市の所有だが、追加の会員になっておらず、JFが会員になっている。お魚市場でいえば「第一ビルサービス」が会員になっているようなものだ。

また、何の根拠もなく面積割の会費は浜田市は免除されている(100万円以上)その分、ほかの民間企業が負担していることになる。

これでいいはずがないと思うが、なぜほかの企業に負担させているのか根拠の説明がない。

会費の計算も、複雑というか、あえて複雑にしているようで、計算方法に根拠がない。

また、滅菌海水が無料で鮮魚店に入るためそれを浄化センターの下水に流すと床掃除代が無料になる。

そのためか、海水を使わないテナントがその分も一部負担することになっているのではなからうか？

少なくとも、下水関係の規定、会費等、説明の件、役員の数、会費の面積割が浜田市は免除されている件、無料の海水を下水に流す業者があると使わないテナントが割を食っている件等について、30年以上経ち、経済状況も変化しなまっているなかで、現在に適したルールを作るなり、説明ができるようにするなり、このままでいいということも含めて検討してもらいたいことをお願いする。

陳情番号	44
付託先委員会	
審査結果	



浜田市議会議長様

2022年6月1日

浜田市日脚町184-1 森谷公昭



この陳情は、市議又は市議会に検討していただき、このことを問題と思うなら、執行部に働きかける等、行動していただきたいとお願いするものです。

件名：

水産加工団地を浜田市の公共下水にするという陳情

趣旨：

島根県が水産加工団地の下水処理場の土地、建物、設備を負担している。

しかし、本来、下水道を始める中で、浜田市に公共下水の制度があるのに、一部県と浜田市でやっている。

その結果、第三セクターが存在して、管理が間接的になっている。

説明、役員、公共下水料金よりかなり高くなっている。

このことは、下水施設の主体が複数あることによる。

簡易水道を統一したように、公共下水料金も一つであるべきではなかろうか？

その方法の一つが県から施設を譲り受け、または少し補助をもらうなどして、浜田市の下水道として統一することも検討し、さらにより良い方法を見つけてほしい。

陳情番号	45
付託先委員会	
審査結果	



浜田市議会議長様

2022年6月1日

浜田市日脚町184-1 森谷公昭

この陳情は、市議又は市議会に検討していただき、このことを問題と思うなら、執行部に働きかける等、行動していただきたいとお願いするものです。

件名：危険処理の際、所有者に請求する費用に整合性があるかという
陳情

趣旨：

危険家屋は最終的には、市が解体撤去し、所有者に請求することになっている。

しかし、山やのり面の所有者には、倒木や落石の撤去整備費用を請求せず、浜田市の負担で撤去するようだ。

この3月、●●神社の御神木が倒れ民家を直撃し真っ二つになった。
撤去されたのは2か月後の5月中旬である。

安藤建設近辺の倒木や石積の崩壊、落石についても撤去費用は浜田市負担。
のり面整備まで浜田市負担。

倒木がガードレールを壊したが、その取り換え費用も浜田市負担。

普通、隣の家の木がこちらに倒れてきたら、隣に負担してもらうことになる。

危険排除のためだから浜田市が負担したとの説明があったが、

危険はすぐ排除すべきで、その費用がどちら負担かどうかで遅らせてはならない。

●●神社の倒木の撤去が2か月も遅れたのは、費用負担の問題がこじれていたのだろうか？

市民の安全のために、撤去を急ぐのが優先ではないか？

基準がよくわからない。

① 緊急と費用負担、② 建物と石積・立木

これらにおいて所有負担の整合性、危険と負担との関係などわかりやすく説明するよう検討をお願いします。

陳情番号	46
付託先委員会	
審査結果	



浜田市議会議長様

2022年6月1日

浜田市日脚町184-1 森谷公昭



この陳情は、市議又は市議会に検討していただき、このことを問題と思うなら、
執行部に働きかける等、行動していただきたいとお願いするものです。

件名：

公人は、陳情においても氏名を黒消しにするべきではないという陳情

趣旨：

陳情の際に、議員名、浜田市の担当職員名の名前が黒消しにされるが
これらは、公人であり委員会の配布資料にも名前が載っている。

傍聴者にも配布される。市民にも公開されている。

議会のHPにもアップされる。市民にも公開されている。

委員会の出席者には議員も市の職員も名前が載っており、市民もわかる状態になっている。
これらの人は、公人でもある。

名前を黒消しする必要はないと考える。

わかりにくいので公人の名前は黒消ししないことの検討を求める。

陳情番号	47
付託先委員会	
審査結果	



浜田市議会議長様

2022年6月1日

浜田市日脚町184-1 森谷公昭



この陳情は、市議又は市議会に検討していただき、このことを問題と思うなら、執行部に働きかける等、行動していただきたいとお願いするものです。

件名：

議員は、公人なのではっきりわかるように名前を出してほしいという陳情

趣旨理由：

一般質問や委員会発言等で先輩議員、同僚議員という呼び方をよく聞く。

議員は公人であるし、聞いているほうも誰が先輩で誰が後輩か全くわからない。わかる必要もない。

そもそもは、●●議員が●●議員のことを「●●議員」と一般質問で語ったことがあり、その後、●●議員が名前を呼ぶのをやめよう、お互いが褒め合うことになっては良くない。ということで始まった。

しかし、先輩議員、同僚議員と呼ぶほうがいいという理由は全く根拠のないことだし、わかりにくい。

また、先輩議員は後輩を後輩議員というのか？

議員に先輩後輩ということを公の場で規定すること自体根拠がなく、不自然である。

例えば、普通に、「●●議員」「●●議員」「●●議員」と名前を呼ぶほうが私たち市民にとってはわかりやすい。

それでなくても、議員の発言は専門的で親しみがない上に、先輩、同僚と言われてもピンとこないので、関心がわかなくなる。

公人である、わかりにくい、という理由により、

発言時の同僚先輩の呼び方をやめ名前で呼ぶように元に戻すことの検討をお願いします。

陳情番号	48
付託先委員会	
審査結果	



浜田市議会議長様

2022年6月1日

浜田市日脚町184-1 森谷公昭



この陳情は、市議又は市議会に検討していただき、このことを問題と思うなら、執行部に働きかける等、行動していただきたいとお願いするものです。

件名：

●●議員が●●元議員に暴行の件で、少なくとも現場検証の記録は残すという陳情
(文書主義)

趣旨理由：

平成26年4月に●●議員が浜田市役所5階の議会フロアで●●元議員に暴行を働いた。全員協議会室出口から、●●の腕を引っ張り議長のところまで引きずっていった。これは浜田市議会始まって以来の大不祥事である。

後日、浜田警察が現場検証に来た。

検察では、●●議員は起訴猶予(有罪)とされ、民事訴訟で●●議員は敗訴した。●●議員は、●●に慰謝料を支払った。

●●は、事務局に裁判の資料を提出し、記録に残すとともに、政治倫理審査会にかけるよう要望した。

しかし、最近、これらの資料が一切残っていないことが分かった。

この事件は、悪いことではあるが、記録として残さないわけにはいかない重い黒歴史である。

●●も協力するので、記録を残すよう陳情します。

議場階での●●議員暴行事件の記録がない、全くないのは不自然、少なくとも警察の現場検証の記録は残すことを検討するようお願いいたします。

陳情番号	49
付託先委員会	
審査結果	



浜田市議会議長様

2022年6月1日

浜田市日脚町184-1 森谷公昭



この陳情は、市議又は市議会に検討していただき、このことを問題と思うなら、執行部に働きかける等、行動していただきたいとお願いするものです。

件名：

呼びつけて話をするなら、証拠は共有すべきという陳情

趣旨理由

3月5日の総務文教委員会の陳情審査が終わったころ、●●議長から呼ばれ●●が●●課長に暴力をふるったかどうかについて、議員からの誹謗中傷について、「何をしてほしいのか？何を要求しているのか？」と、詰め寄られました。

「●●は、やくざじゃありません。陳情が採択された。結果についてよかったと思っています。それだけです。」と答えました。

何を求めているのか？という質問が出ること自体が不思議です。

陳情を出した、賛成多数で採択された。

その陳情に対して、何を望んでいるのか？何を求めているのか？

なぜ、呼びつけられるのか？

また、●●がアップしていないにもかかわらず、問題のシーンが映っている「動画を見た」とのこと。

●●はアップしていないので、「誰かが無断で撮影したのか？」「●●のパソコンになりすましたのか？」

「確認したいので、見せてほしいと」お願いしたら「見せられない」とのこと。

アップしていないものが見れるはずがない。

では、「見たというのは嘘ではないかと思われても仕方がないのでは？」

「なぜその動画を見せることを拒否するのか？拒否する理由はないのではないか？」

「見せられない」の1点張り。

今回のために●●議長に送った私の動画は見っていないとのこと。

●●議長が（私がアップしていない）動画を見たのなら、その動画を私にも見せてもらいなりすまし等の犯罪の可能性があるなら、犯罪の可能性のあるものを見過ごすべきではなく、告訴等しかるべき手段を講じるべきである。

このようなことを検討していただきたくお願いいたします。

陳情番号	50
付託先委員会	
審査結果	



浜田市議会議長様

2022年6月1日

浜田市日脚町184-1 森谷公昭



この陳情は、市議又は市議会に検討していただき、このことを問題と思うなら、執行部に働きかける等、行動していただきたいとお願いするものです。

件名：

市議が「傍聴者が職員に暴行をした」と、根拠のない発言は許されるのかという陳情

趣旨：

委員会の発言で（●●議員、●●議員）傍聴者の「●●が暴行したのを見た。」
「議会の中でとんでもないことだ」という発言があった。
●●議員にとっては、自戒の念を込めた発言だと思うが、誰も見た者はいない。
そもそもそのような事実がない。

委員会の会場は出入り自由であるため、会議中も傍聴記者、傍聴議員、傍聴市民が歩いて行ったり来たりすることは頻繁にある。

まず、日脚町の旧浜田カントリーからトライアルへ抜ける周布53号線で落石、倒木が頻発しているが、前日もその報告をしたのに、説明の時に発言がなかった。
忘れていたのかと思い、伝えようと近づき、声をかけたが気が付かないため、
「●●さん」と小声をかけ、服に触って気づかせ、こっちを向いてくれた。
「昨日の落石も報告してよ」と小声で伝えた。

私が撮影していた動画を見ると、●●議員は右ひじをつき、顎を寄せ下を向いていた。

●●課長が私に気づいて顔を向けた時点でもまだ下を向いていた。

しばらくして、私に気づいてこちらを向いたが、座ったままであわてる様子もなかった。

●●が暴力をふるったことに気が付いていたなら、立ち上がって制止するべきだが、何事もなかったかのように座っていた。

暴力を目撃したと証言した●●議員は、●●課長の後ろの至近距離に座っていたが立ち上がるでもなし、制止するでもなし、普通に傍聴していた。

●●議員の隣には●●議長がいたが●●議長はどのように感じたのだろうか？

●●課長は、暴行の事実を認めていない。

事実ではないことを根拠に一般市民を責めるような発言は控えるべきであり、事実が証明できない場合は、謝罪があつて当然ではなからうか？

議員の皆さんで、その議員たちはどのようにすべきかを検討していただきたい。
私個人としては、二度とこのいじめのようなことが起こらないように希望する。

陳情番号	51
付託先委員会	
審査結果	



浜田市議会申し合わせ事項の変更について（3項目）

NO	変更事項	該当部分	現在	改正案
1	本会議、委員会等への執行部の出席者	「会議規則関係」 P7 第5節 議事	9 医療専門監及び診療所長の説明員出席については、委員会を含め関係事案等がある場合を除き、通常は欠席することを了承する。	9 本会議、委員会等への出席者は別紙「執行部の議会出席対応について」とおとりとする。（R4.6.8修正）
2	請願・陳情の審査基準の追加	「会議規則関係」 P12 第2章 請願及び陳情	「会議規則関係」 第2章 請願及び陳情 〔新設〕	（陳情） 1～12〔略〕 （請願・陳情の審査基準） 1 請願・陳情の審査にあたっては、浜田市議会請願・陳情の審査基準を参考に各議員（委員）が判断する。（R4.6.8追加）
3	採択した請願・陳情への議会としての対応を追加	「会議規則関係」 P12 第2章 請願及び陳情	「会議規則関係」 第2章 請願及び陳情 〔新設〕	（陳情） 1～12〔略〕 （請願・陳情の審査基準） 〔略〕 （採択した請願・陳情の対応） 1 採択した請願・陳情は、付託先の委員会において所管事務調査等の必要性も含めて対応を協議する。（R4.6.8追加）

「別紙」【執行部の議会出席対応について】(R4.6.8追加)

執行部の出席者は、質疑等に答弁を行う必要最小限の者を基本とし、下記のとおりとする。

(議会基本条例第11条第1項抜粋)

市長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心とする運営に努めるものとする。

1. 本会議（定例会議・臨時会議）

【提案説明】

市長、副市長、教育長（臨時会議は、議案がある場合のみ）、
議案に関係する部長・支所長、代表監査委員（9月のみ）

【会派代表質問・個人一般質問】

市長、副市長、教育長、全部長、全支所長、市長公室長

【議案質疑】

市長、副市長、教育長（臨時会議は議案がある場合のみ）、
議案に関係する部長・支所長、市長公室長、
財政課長（臨時会議は予算議案がある場合のみ）、代表監査委員（9月のみ）
※議案に関係する各課長は答弁者席に入れ替わりで答弁

【表決】

市長、副市長、教育長（臨時会議は議案がある場合のみ）、
議案に関係する部長・支所長

2. 常任委員会 「3常任委員会」…総務文教委員会・福祉環境委員会・産業建設委員会

【定例会議初日の3常任委員会（所管事務調査協議）（第1～3委員会室）】

各部長、各主管課長

【定例会議中の3常任委員会（全協室）】

副市長、教育長（総務文教委員会のみ）、議題に関係する部長・支所長・課長

【予算決算委員会（全協室）】

市長（3月のみ）、副市長、教育長（臨時会議は議案がある場合のみ）、
総務部長、議題に関係する部長・支所長・課長、
財政課長、代表監査委員（9月のみ）

※議案に関係する各課長は答弁者席に入れ替わりで答弁

【定例会議中以外の3常任委員会（全協室）】

教育長（総務文教委員会のみ）、議題に関係する部長・支所長・課長

3. 全員協議会

【全員協議会（全協室）】

市長、副市長、教育長、議題に関係する部長・支所長